

のびのび。自由な選挙・政治活動を

労組・団体の要求活動は選挙中も自由です。大いに宣伝を（拡声機も使用可）

私たちの権利に確信をもって行動しよう

- 行動に出るときには、免許証、定期券や行動に不必要な書類などは持たないようにしましょう。
- 妨害されたときに証拠を保全するために、カメラ、テープレコーダー、ビデオなどを事務所に準備しておきましょう。

街頭宣伝に警察の許可は必要ありません

- 街頭や駅頭宣伝で、警察が「道路使用許可をとっているか」と干渉・妨害してきたら、「許可がいらぬことは有楽町ビラまき事件判決で確定している」「言論・表現の自由を妨害するな」と抗議します。国民救援会と相談し、警察署に抗議・申し入れをおこないます。

マンションなどへのビラ配布について

- ビラ配布は、憲法で保障された言論・表現の自由、市民の大切な権利です。
- 住民や管理人に苦情を言われたら、論争などはせず、選挙のビラを配布していることを告げていったんは退去します。その後、関係組織と相談して管理組合などへの申し入れをおこないます。

警官の質問に答える義務はない

- 答弁の強要は法律で禁じられています。「なぜ質問するのか」と理由をただし、「関係ない」と答えます。
- 裁判所の令状がなければ持ち物検査、強制連行はできません。
- 交番などへの同行を求められても、抗議し、断ります。



警察の尾行・張り込みは犯罪！

- 警察の尾行・張り込みは「職権濫用による選挙の自由妨害罪（公選法226条）」「つきまとい罪（軽犯罪法1条28号）」にあたる違法行為です。その場で抗議し、止めさせます。
- 尾行・張り込み・聞き込みは、軽視せず、すぐ関係組織と国民救援会に連絡を。

不当逮捕には、黙秘でたたかう



- 住所・氏名を含めていっさい答えません。「黙秘」は、憲法が保障する国民の権利です。
- 国民救援会の弁護士を呼べと要求します。
- すべての調書への署名・捺印を拒否します。

選挙妨害は犯罪です

中傷のビラ配布には

- 政党のイメージダウンをねらった中傷ビラ配布は「虚偽事項の公表罪（公選法235条）」にあたる犯罪行為です。
- 配布者に、犯罪行為であることを指摘し、止めさせます。

宣伝中の妨害行為には

- 相手の挑発に乗らず、必要な応援を求めながら、毅然と宣伝を続けます。
- 謀略・妨害行為に抗議するときは、傷害事件などのデッチあげに気をつけます。
- 警察に通報するときには、関係組織と相談しておこないます。



連絡先：

干渉・妨害 — どんな小さな情報も、国民救援会へお寄せください！

日本国民救援会中央本部 (☎03-5842-5842)